

お客さま各位

## 「お取引明細（通帳未記入分）のお知らせ」に関する取扱い変更について

当組合では、一定件数のお取引明細を通帳記帳されない場合、「お取引明細（通帳未記入分）のお知らせ」をご送付させていただいておりましたが、平成31年3月を以って、「お取引明細（通帳未記入分）のお知らせ」の送付を終了させていただき、平成31年4月から新たに「通帳未記入分のご記帳のお願い」を送付させていただきます。

なお、「通帳未記入分のご記帳のお願い」に記載の集約期日までに通帳記帳されない場合は、お客さまの記帳されなかったお取引明細のお支払金額とお預り金額をそれぞれ合計金額でまとめて通帳記帳させていただきますので、お早めに当組合ATMまたは窓口にてご記帳をお願いいたします。

後日まとめて記帳された期間のお取引明細の発行をご希望される場合は、お取引の店舗にご本人さまを確認できる運転免許証などの本人確認書類と通帳・お届印を持参していただき、お手続きいただければ、お取引明細を発行させていただきます。

ただし、お取引明細の発行は有料となり、発行までに多少の日数が必要となる場合もございますので、ご了承ください。

今後ともよろしくお引き立ていただきますようお願い申し上げます。

